

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 伸 治

鳥取県規則第40号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>地域事務所</u> <u>鳥取県総合事務所等設置条例</u> <u>(平成15年鳥取県条例第40号)</u> 第2条第3項の規定により置かれる鳥取県西部総合事務所日野振興センター（以下「日野振興センター」という。）及び同条例第6条第3項の規定により置かれる鳥取県東部農林事務所八頭事務所（以下「八頭事務所」という。）をいう。</p> <p>(13) 課内室長 組織規則第6条の表の第4欄に掲げる市町村税制支援室、給与室、山陰海岸世界ジオパーク推進室、法人施設指導室、<u>総合支援室</u>、地域支え愛推進室、がん・生活習慣病対策室、感染症・新型インフルエンザ対策室、医療人材確保室、エネルギーシフト戦略室、水環境保全室、全国都市緑化フェア室、<u>農政課企画調整室</u>、農村整備室、水産振興室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。</p> <p>(14) 会計担当職員 組織規則第16条第8項第2号に規定する課長補佐（これに相当する職の職員を含む。）のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。ただし、課長補佐を置かない場合にあっては、当該課の長があらかじめ定めた上席の職員をいう。</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 部長 組織条例第14条第1項に規定する<u>部局長</u>をいう。</p> <p>(17) 局長 組織規則第5条第2項の規定により置かれる部内局の長並びに組織規則第6条の表の第3欄に掲げる<u>経済産業総室</u>及び<u>雇用人材総室</u>の長（以下「総室長」という。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>総室内室長</u> <u>組織規則第6条の表の第3欄に掲げる総室内的長をいう。</u></p> <p>(13) 課内室長 組織規則第6条の表の第4欄に掲げる<u>原子力安全対策室</u>、市町村税制支援室、給与室、山陰海岸世界ジオパーク推進室、法人施設指導室、<u>自立支援室</u>、地域支え愛推進室、がん・生活習慣病対策室、感染症・新型インフルエンザ対策室、医療人材確保室、エネルギーシフト戦略室、水環境保全室、全国都市緑化フェア室、<u>企画調整室</u>、農村整備室、水産振興室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。</p> <p>(14) 会計担当職員 組織規則第16条第7項第3号に規定する課長補佐（これに相当する職の職員を含む。）のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。ただし、課長補佐を置かない場合にあっては、当該課の長があらかじめ定めた上席の職員をいう。</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 部長 組織条例第14条第2項に規定する<u>部局長等</u>をいう。</p> <p>(17) 局長 組織規則第5条第2項の規定により置かれる部内局の長並びに組織規則第6条の表の第3欄に掲げる<u>経済通商総室</u>、<u>雇用人材総室</u>、<u>産業振興総室</u>及び<u>森林・林業総室</u>の長（以下「総室</p>

(18) 課長 組織規則第6条の表の第3欄に掲げる
課及び総室内室の長（総室長を除く。）をいう。

(19) 総合事務所長 鳥取県総合事務所等設置条例
第2条第1項の規定により置かれる総合事務所
(以下「総合事務所」という。)の長をいう。

(20) 総合事務所内局長 組織規則第22条各項の表
の左欄に掲げる地域振興局、福祉保健局、生活環
境局、農林局、県土整備局、米子県土整備局、日
野振興局及び日野県土整備局の長をいう。

(専決事項)

第4条 部長、課長及び会計担当職員並びに地方機関
の長（地域事務所の所管に属する事務にあっては、
地域事務所の長。以下同じ。）の専決事項は、それ
ぞれ別表第1の事務処理権限の区分の専決権者の欄
に○印により定めるとおりとする。ただし、総室内
室の長にあっては、同表の二の6の(三)、四の1の
(一)の(3)及び(二)の(2)のイ並びに五の9の(三)
に掲げる事項を除く。

2～6 略

(委任決裁事項)

第6条 知事は、別表第1及び別表第2の事務処理権
限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めると
ころにより、その権限に属する事務の一部を当該○
印を付けた者に委任する。ただし、総室内室の長に
あっては、別表第1の三の9、10及び16の(二)並び
に七の1の(一)の(3)の口に掲げる事項を、地域事
務所の長にあっては、知事が別に定める特に重要な
事項を除く。

2・3 略

(代決)

第9条 代決は、正当決裁権があらかじめ定める職
員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第
2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第
1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がと
もに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第
2順位者が行うことができる。

本庁又は地 方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略			

長」という。)をいう。

(18) 課長 組織規則第6条の表の第3欄に掲げる
課の長（総室長を除く。）、総室内室長及び組織
規則第16条第2項に規定する副官房長をい
う。

(19) 総合事務所長 鳥取県総合事務所設置条例
(平成15年鳥取県条例第40号) 第3条に規定する
総合事務所長をいう。

(20) 総合事務所内局長 組織規則第22条の表の第
2欄に掲げる局等の長をいう。

(専決事項)

第4条 部長、課長及び会計担当職員並びに地方機関
の長の専決事項は、それぞれ、別表第1の事務処理
権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとお
りとする。ただし、総室内室長にあっては、同表の
二の6の(三)、四の1の(一)の(3)及び(二)の(2)
のイ並びに五の9の(三)に掲げる事項を除く。

2～6 略

(委任決裁事項)

第6条 知事は、別表第1及び別表第2の事務処理権
限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めると
ころにより、その権限に属する事務の一部を当該○
印を付けた者に委任する。ただし、総室内室長にあ
っては、別表第1の三の9、10及び16の(二)並びに
七の1の(一)の(3)の口に掲げる事項を除く。

2・3 略

(代決)

第9条 代決は、正当決裁権があらかじめ定める職
員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第
2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第
1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がと
もに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第
2順位者が行うことができる。

本庁又は地 方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略			

2 地方機 関	(1) 地方機 関の長（総 合事務所長 及び地域事 務所の長を 除く。）	副所長、次 長又は八頭 事務所の長 (八頭事務 所の所掌に 属する事務 に限る。)	主務課長
	(2) 総合事 務所長	総合事務所 内局長又は 日野振興セ ンターの長 (日野振興 センターの 所掌に属す る事務に限 る。)	副局長又は 総合事務所 内局長 (日 野振興セン ターの所掌 に属する事 務に限 る。)
	(3) 日野振 興センター の長	総合事務所 内局長	副局長
	(4) 八頭事 務所の長	農林業振興 課長又は農 業改良普及 所長	農業振興室 長 (農業振 興室の所掌 に属する事 務に限 る。)

2 • 3 略

(地方機関の長の権限の執行等)

第12条 地方機関の長は、その委任決裁事項の一部について、常時自己に代わって、その内部組織の長に決裁させることができる。

2 • 3 略

別表第1（第3条、第4条、第6条、第11条関係）

一般の事務に係る処理留限

2 地方機 関	(1) 次長及び課を置く地方機関の長	次長	主務課長
	(2) 次長を置く地方機関の長	次長	
	(3) 総合事務所長	総合事務所内局長	副局長
	(4) 課を置く地方機関の長	庶務に関する事務を行う課長	主務課長

2 • 3 略

(地方機関の長の権限の執行等)

第12条 地方機関の長は、この規則により委任された事務の一部の処理について、所属職員に地方機関の長の名において決裁させることができる。

2 • 3 略

別表第1 (第3条 第4条 第6条 第11条関係)

一般の事務に係る事務処理権限

情報の開示請求に対する決定、不存在通知及び期間の延長並びに同条例第18条の2の規定による開示請求を拒否する決定 (1) 略 (2) 地方機関が管理している個人情報に係るもの イ <u>複数の地方機関が保有している公文書について取りまとめて処理することが適当であるもの</u> ロ <u>イ以外のも</u> の (三)～(七) 略		○		○		○
7 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 同条例第7条第1項の規定による公文書の開示請求に対する決定 (1) 略 (2) (1)以外のもの イ 略 ロ 地方機関が保有している公文書に係るもの (イ) 全部開示の決定 a. <u>複数の地方機関が保有している文書について取りまとめて処理することが適当であるもの</u> b. <u>a以外のもの</u> (ロ) 部分開示の決定、非開示の決定、文書不存在の決定及び存否応答拒否の決定 a. 部分開示の決定及び非開示の決定のうち、知事が別に定める特定の非開示情報を非開示とするもの (ア) <u>複数の地方機関が保有している公文書について取りまとめて</u>		○		○		
情報の開示請求に対する決定、不存在通知及び期間の延長並びに同条例第18条の2の規定による開示請求を拒否する決定 (1) 略 (2) 地方機関が管理している個人情報に係るもの イ <u>複数の地方機関が保有している公文書について取りまとめて処理することが適當であるもの</u> ロ <u>イ以外のも</u> の (三)～(七) 略						○
7 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 同条例第7条第1項の規定による公文書の開示請求に対する決定 (1) 略 (2) (1)以外のもの イ 略 ロ 地方機関が保有している公文書に係るもの (イ) 全部開示の決定 (ロ) 部分開示の決定、非開示の決定、文書不存在の決定及び存否応答拒否の決定 a. 部分開示の決定及び非開示の決定のうち、知事が別に定める特定の非開示情報を非開示とするもの						○

	事務所長及び日野振興センターの長を除く。)に係るもの (二) 略							事務所長を除く。)に係るもの (二) 略					
6 職員の自己啓発等休業に関する条例 (平成19年鳥取県条例第89号) 第10条第1項又は第2項の規定による自己啓発等休業をしている職員からの報告の受理又は報告の要求 (一) 部長等、総合事務所長及び日野振興センターの長に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長(総合事務所長及び日野振興センターの長を除く。)に係るもの (三) 略				○	○			6 職員の自己啓発等休業に関する条例 (平成19年鳥取県条例第89号) 第10条第1項又は第2項の規定による自己啓発等休業をしている職員からの報告の受理又は報告の要求 (一) 部長等及び総合事務所長に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長(総合事務所長を除く。)に係るもの (三) 略			○	○	
略								略					
四 指導監督に 関する事務	1 許可、認可、免許、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他行政処分 (一) 略 (二) (一)以外のもの (1) 略 (2) (1)以外のもの ア 重要なもの (ア) 局長が 処理することが適當であるもの (地域振興部東部振興監に限る) (イ) (ア)以外のもの イ 軽易なもの					○		1 許可、認可、免許、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他行政処分 (一) 略 (二) (一)以外のもの (1) 略 (2) (1)以外のもの ア 重要なもの					○
2 検査及び調査、報告、届出及び申請の受理、資料の提出の要求並びに措置命令その他の監督 (一) 略 (二) (一)以外のもの (1) 重要なもの イ 局長が処理することが適當であるもの (地域振興部東部振興監に限る) ロ イ以外のもの ロ (2) 略				○				2 検査及び調査、報告、届出及び申請の受理、資料の提出の要求並びに措置命令その他の監督 (一) 略 (二) (一)以外のもの (1) 重要なもの					○
3 許可証、免許証、登録証、検査証、合格証、鑑札等の交付並びに書換交付及び再交付 (一) 略 (二) (一)以外のもの (1) 略 (2) (1)以外の事務に係るもの					○			3 許可証、免許証、登録証、検査証、合格証、鑑札等の交付並びに書換交付及び再交付 (一) 略 (二) (一)以外のもの (1) 略 (2) (1)以外の事務に係るもの					○
4 事実の證明又は證								4 事実の證明又は證					

	本、抄本等の交付 (一) 略 (二) (一)以外のもの (1) 略 (2) (1)以外の事務に係るもの イ 重要なもの (イ) 局長が処理することが適当であるもの (地域振興部東部振興監に限る。) (ロ) (イ)以外のもの ロ 軽易なもの							○							
	略							○							
	略														
七 拠助金及び会計に 関する事務	1 拠助金、交付金、 負担金、貸付金、利子補給金その他の財政援助金に係る事務のうち次に掲げるもの (一) 交付要綱の決定、変更及び廃止 (1) 略 (2) 重要なもの イ 略 ロ イ以外のもの (イ) 局長の名で処理することが適当であるものの(地域振興部東部振興監に限る。) (ロ) (イ)以外のもの (3) 軽易なもの イ・ロ 略 (二)～(四) 略							○							
	略							○							
	略														

別表第2 第6条、第11条関係
工事検査に係る決裁事項及び事務処理権限の区分

種類	事務処理権限の区分			
	委任決裁権者			
	総務課長	工事検査課長	米子工事検査事務所長	検査員
略				

別表第2 第6条、第11条関係
工事検査に係る決裁事項及び事務処理権限の区分

種類	事務処理権限の区分			
	委任決裁権者			
	行政監察課長	工事検査課長	米子工事検査事務所長	検査員
略				

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。